

議案第28号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。
別表第2の20の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項
ただし書」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行による建築基準法の一部改正に伴い、
この案を提出するものであります。